

市職員を募集します

平成31年4月1日採用予定

職種・採用予定人数

- ① 一般事務 (大学・短大卒) 5人程度
- ② 保健師 1人程度
- ③ 保育教諭 1人程度
- ④ 社会福祉士 1人程度
- ⑤ 土木 1人程度

受験資格

①一般事務

- ・大学卒 大学を卒業した人または平成31年3月までに卒業見込みの人で、昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 (平成31年4月1日で35歳以下)
- ・短大卒 短大を卒業した人または平成31年3月までに卒業見込みの人で、昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 (平成31年4月1日で33歳以下)

②保健師

保健師の資格を持つ人 (平成30年度中に免許取得見込みの人を含む) で、昭和43年4月2日以降に生まれた人 (平成31年4月1日で50歳以下)

③保育教諭

保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ人 (平成30年度中に両方を取得見込みの人を含む) で、昭和58年4月2日以降に生まれた人 (平成31年4月1日で35歳以下) ※就業場所…幼稚園、認定こども園、社会福祉施設など

④社会福祉士

社会福祉士の資格を持つ人 (平成30年度中に資格取得見込みの人を含む) で、昭和48年4月2日以降に生まれた人 (平成31年4月1日で45歳以下)

⑤土木

次の①、②のどちらかに該当する人

- ①高校を卒業した人で、昭和58年4月2日以降に生まれた人 (平成31年4月1日で35歳以下)
- ②高校を卒業し、1級または2級土木施工管理技士の資格を持つ人で、昭和43年4月2日以降に生まれた人 (平成31年4月1日で50歳以下)

受験案内、申込書

受験案内と申込書は、市総務課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます

【郵送で提出書類を請求する場合】封筒の表に「採用試験申込書類請求」と朱書きし、返信用封筒 (角2:A4が折りたたまずに入るサイズに、205円切手を貼り付けたもの) を同封の上、郵送してください

受付期間

6月1日(金)~26日(火)必着

【直接持参】月~金曜日8時30分~17時15分で受け付けます

【郵送】封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、返信用封筒 (長形3号または4号に宛先を記入し82円切手を貼り付けたもの) を同封し、特定記録郵便または簡易書留で送付してください。後日受験票を返送します

第1次試験日、会場

7月22日(日)
岩手沿岸南部クリーンセンター (大字平田3-81-3)

※その他詳細は、市総務課職員係にお問い合わせください

申し込み・問い合わせ 市総務課 職員係

〒026-8686 只越町3-9-13 ☎27-8411

住宅などの助成事業や耐震診断をご利用ください

市は、次の住宅関係の助成事業や耐震診断を行っています。契約や工事を行う前に手続きが必要ですので、希望する人はあらかじめ市都市計画課にご相談ください。

安全安心リフォーム工事助成事業

次のリフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

◆対象住宅 申請者が床面積の2分の1以上を所有する住宅 (併用住宅の場合は住居部分)

◆対象工事 次の全ての要件を満たすリフォーム工事

・床の段差解消・手すり設置 (1室以上)

・家具などの転倒防止器具を2カ所以上設置

・住宅の修繕、補修、模様替えなどの住宅の機能維持や、機能向上のための改築、増築のリフォーム工事

◆補助額 工事費用の3分の2 (上限20万円)

◆施工者条件 県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を置く法人

◆募集件数 10件

◆募集期限 8月31日(金) (先着順)

がけ地近接等危険住宅移転事業

危険住宅の移転を行う場合、その費用の一部を補助します。

◆対象者 「危険住宅」の移転を行う人



※「危険住宅」とは、次のいずれかに該当する区域内に存在する、法律や条例などに適合しない住宅

イ 災害危険区域

ロ 建築制限区域

ハ 土砂災害特別警戒区域

◆対象費用

①危険住宅の除却工事 (撤去費、動産移転費、跡地整備費など) に要する費用

②危険住宅に代わる住宅の建設や購入に要する資金を、金融機関などから借り入れた場合の当該借入金利子の支払に要する費用 (これに必要な土地の取得を含む)

◆補助額

①除却工事などに要する費用の額 (上限80万2000円)

②建築や購入などに係る当該借入金利子に相当する額 (予算の範囲内)

◆募集件数 除却1件、建設・購入1件

◆募集期限 8月31日(金) (先着順)

木造住宅耐震診断等事業

耐震診断士による木造住宅の耐震診断を行います。

◆対象住宅 次の全てに該当する住宅

・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 (持家・貸家を問いません)

・在来軸組構法、伝統構法による木造平家建てまたは木造2階建て住宅

・2分の1以上が住宅の用途

・過去にこの制度による耐震診断を受けていないこと

◆耐震診断の額 3000円 (条件により無料になる場合があります)

◆その他 家具などの転倒防止器具の取り付けを、3カ所まで無料で実施 (取り付け・器具代含む)

◆募集件数 5件

◆募集期限 8月31日(金) (先着順)

木造住宅耐震補強工事助成事業

木造住宅やブロック塀などの耐震補強工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

◆対象建築物 次の全てに該当する建築物

・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 (持家・貸家を問いません)

・在来軸組構法、伝統構法による木造平家建てまたは木造2階建て住宅

・2分の1以上が住宅の用途

・(一財)日本建築防災協会が定めた判定基準で、総合評価が1・0未満と判定された建築物を、1・0以上に耐震補強するもの

◆対象建築物 次の全てに該当する建築物

・道路や避難道路沿いに建つ住宅に付随する、危険なブロック塀や擁壁などのうち、道路に面する部分

・建築基準法などで定める基準以上で耐震補強を実施するもの、撤去するもの、または生け垣に造り替えるもの

◆対象者 次の全てに該当する人

・市税その他市に対する債務を滞納していないこと

・過去にこの制度による補助を受けていないこと

◆対象費用 耐震改修計画作成や耐震改修に要した経費

◆補助額 次のどちらかに限る

・対象建築物 経費の2分の1以内の額 (上限75万円)

・対象建築物と建築物を同時に工事する場合も上記と同様の額

◆対象建築物 経費の2分の1以内の額 (上限20万円)

◆施工者条件 県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を有する法人

◆募集件数 2件

◆募集期限 8月31日(金) (先着順)

沿岸地域における新たなビジネスの立ち上げを支援

さんりくチャレンジ推進事業

県は昨年に引き続き、東日本大震災被災沿岸12市町村 (洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市) を対象地域として「さんりくチャレンジ推進事業」を実施しています。

この事業は、当該地域内で起業、第二創業または新規事業推進などの新たなチャレンジを希望する人を対象に、計画実現に向けた支援を行うものです。

◆支援の内容

- ① 起業前の支援
- ② 起業などに向けた支援
- ③ 起業などに要する初期費用の補助

事業計画の熟度が十分に高まったと判断される起業家などに対し、県が備品購入費などの初期費用を補助します。補助金申請には、申請のおおむね1カ月前までに事業計画を策定している必要があります。岩手県商工会連合会では、無料で専門家などを派遣して事業計画策定のお手伝いをしています。

◆資金調達の支援

⑤ 起業後などの支援

起業、第二創業または新規事業推進などを考えている人は、地元商工会議所・商工会、または岩手県商工会連合会へご相談ください。

【問い合わせ】

釜石商工会議所 ☎22-2434
岩手県商工会連合会 ☎019-622-4165

【問い合わせ】 市都市計画課 建築住宅係 ☎27-8435